

平成30年11月2日

公益社団法人全日本不動産協会

兵庫県本部長様

兵庫県警察本部生活安全部長



歓楽街地区における聞き取り調査実施に対する協力依頼について

謹啓 錦秋の候、ますます御清栄のことと存じます。

平素は、県警察における歓楽街の安全安心の確保に向けた諸施策に関して、格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県警察では、本年11月9日から、県下における歓楽街地区の実態把握を目的とした聞き取り調査を下記のとおり計画しています。

同様の調査は、昨年、神戸市中央区の三宮地区、尼崎市の神田新道地区及び姫路市の魚町地区において実施しており、歓楽街における暴力団の資金源や違法行為に関する情報を入手し、暴力団員の検挙等に結びつけたところであります。

つきましては、本取組の概要及びその趣旨について、貴協会の会員各位に対しまして周知していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。 敬具

記

1 実施期間

平成30年11月9日（金）から平成31年1月31日（木）までの間（実施状況に応じて変更する可能性があります。）

2 対象地区

風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）別表第1に規定する地区（別添参照）

3 調査内容

- (1) 店舗に関する事項（営業者、連絡先等）
- (2) 暴力団に関する事項（過去のトラブルの有無等）

なお、調査時に平成31年2月1日施行の改正暴力団排除条例に係る周知活動を行います。

※ 調査に当たっては、腕章を着けた私服警察官が訪問します。

4 連絡先

兵庫県警察歓楽街総合対策推進本部 078-341-7441（内線3432）

生活安全企画課歓楽街総合対策室 警部 前田 憲彦

別添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）別表第1（第2条関係）

名称	地域
三宮地区	神戸市中央区のうち 加納町3丁目並びに中山手通1丁目及び2丁目のうち市道長田楠日尾線以南の地域 加納町4丁目 下山手通1丁目及び2丁目 北長狭通1丁目及び2丁目
福原地区	神戸市兵庫区のうち 福原町 西上橋通1丁目及び2丁目 西橋通1丁目及び2丁目 西多聞通1丁目及び2丁目
神田新道地区	尼崎市のうち 昭和通4丁目及び5丁目 昭和南通4丁目及び5丁目 神田北通2丁目から4丁目まで 神田中通2丁目から4丁目まで 神田南通1丁目
魚町地区	姫路市のうち 坂元町 本町のうち国道2号以南及び市道城南29号線以西の地域 福中町 西二階町のうち市道城南29号線以西の地域 魚町 立町 塩町 十二所前町のうち市道幹第8号線以北の地域